

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第10回島根海区漁業調整委員会が、平成25年12月18日（水）に松江市の松江東急インで開催され、以下の議題について諮問、報告等が行われました。

（1）「島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」の変更について（諮問）

- 「海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、TAC（漁獲可能量）制度のもと、県が国からTACの配分を受け、中型まき網漁業など知事許可漁業が採捕する魚種についてTACや管理方法などを定めるものです。
- 平成25年11月27日付けで、11月上旬に開催された水産政策審議会での検討結果を踏まえ、農林水産大臣から島根県知事に以下の通知がありました。
 - ・平成25年の島根県のTACについて、島根県沖で漁獲が増加しているマアジのTACを3.4万トンから4.4万トンに増枠する。
 - ・魚種ごとの資源動向から、平成26年の島根県のTACについて、マアジを3.8万トン、マイワシを3.3万トン、スルメイカを「若干」とする。
- この通知を受けて、県が策定しているTAC計画に関して、平成25年のマアジの管理量を3.4万トンから4.4万トン（中型まき網漁業の漁業種別管理量：3.27→4.25万トン）に変更すること、平成26年の管理量を国からの配分と同量とすることについて、知事から本委員会に対し諮問がありました。
- 今回の委員会では、マアジの漁獲動向や各魚種の資源動向、TAC計画の変更案について県から説明があり、審議の結果、異議ない旨の答申をすることが決定されました。

(2) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制の導入について(報告)

- 親魚の資源量が過去最低水準まで低下している太平洋クロマグロについて、日本は最大の漁獲国、消費国となっていることから、他国に率先して資源管理の強化に取り組んでいます。
- まき網漁業が漁獲の大部分を占めることから、これまでは、大中型まき網漁業の漁獲量制限等を実施してきましたが、養殖用種苗を採捕する曳縄釣りなど沿岸漁業も漁獲尾数が多くなんらかの対策が必要な状況となっていました。
- こうした状況を踏まえ、平成25年11月19日に開催された、国が設置する日本海・九州西広域漁業調整委員会において、曳縄釣りなどの沿岸くろまぐろ漁業について、平成26年4月1日から、同委員会の委員会指示により、これまでの届出制から承認制に移行することが決定されました。
- 承認制への移行によって、クロマグロ(ヨコワ)に対する漁獲圧力が現状以上に高まらないよう、採捕する漁船の隻数管理が実施されることとなります。
- 本県では、知事許可の曳縄釣り漁業が対象となり、承認制の開始時点で400隻程度の申請が見込まれます。

(3) 次回の開催予定(事務局)

- 次回の海区委員会は、3月の上～中旬を予定し、議題はアサリ殻長制限に関する委員会指示等となる予定です。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950